

地域の障害児に対する支援体制の状況及び中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況(令和6年度実施状況)

法人名：社会福祉法人はるにれの里

事業所名：児童発達支援センターさんりんしゃ

住所：札幌市西区福井4丁目3ー5

No.	児童発達支援センター中核機能強化(項目)	体制及び取組状況
1	市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること。	・札幌市児童発達支援センター会議への参加(1回/数か月)。 ・札幌市子ども部会事務局としての参画。西区子ども部会事務局として、地域の研修会の企画・運営に携わっている。年2回手稲養護学校三角山分校の体育館をお借りし、開催している。 ・札幌市自立支援協議会西区地域部会事務局として参画(事務局会議・全体会・交流会への参加)。 ・西区要対協関係者会議への参加(年1回)。
	例：市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等	
2	幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること。	・契約している利用者を対象にふれあいペアレントプログラムを家族支援として年に1～2回実施。その他、保護者学習会など保護者向けのイベントを年8回計画し、土曜日に実施している。 ・保育所等訪問支援を幼児期～学齢期を対象に利用契約し、支援している。 ・障がい児相談支援事業(現在休止中)により、関係機関と保護者との連携体制を作っている。 ・札幌市障がい児等療育支援事業により、地域からの発達相談や、機関支援相談を受け、直接福祉サービスと結びついていない方の支援を行っている。
	例：放課後等デイサービスの指定を有しこれを実施することや、保育所等訪問支援等の取組を行っていること	
3	地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保していること。	・札幌市障がい児地域支援マネジメント事業を受け、マネジャーを1.5名配置し、西区と手稲区の事業所の情報収集やその事業所との情報交換を常に行っている。 ・地域の関係機関や保護者から、発達支援利用の相談を受け、ニーズに沿って地域事業所の情報提供を行っている。地域支援マネジャーや療育支援事業担当が相談を受けている。ケースによっては、事業所への情報提供を利用者の同意を得て行っている。
	例：定期的な情報共有、研修会の開催、助言・援助等の実施等	
4	インクルージョンの推進体制を確保していること。	・幼稚園、保育園との並行通園児童の受け入れと、通っている園との情報交換、年1回見学に伺い、先生方からの見学も受け入れ、お互いに情報交換をしている。 ・札幌市障がい児等療育支援事業により、幼稚園・保育園の機関支援依頼を受け、発達が気になる子の集団参加への助言や支援者向けの研修会講師を行っている。 ・保育所等訪問支援事業の中で、関係機関の先生方と利用者のサポートを一緒に考えて行っている。
	例：保育所等訪問支援の実施、地域の保育所等への助言・援助等の実施、障害児の併行通園や保育所等への移行支援の実施	
5	発達支援に関する入口としての相談機能を果たす体制を確保していること。	・障がい児相談支援事業の実施(現在、職員が育休中のため休止中)。区内委託相談室との連携。 ・担当区保健センターと連携し、地域のケースについて対応を行っている。 ・まだサービスにつながっていない児童や福祉についてわからない保護者のサポートを札幌市療育支援事業を使い、行っている。希望があれば、サービス利用までサポートしたり、関係機関と連携し、集団生活の場をサポートしている。
	例：障害児相談支援の実施、早期の相談支援の提供等	